

ID: 124

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	地域活動支援センター利用の決定		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第60条		
<b>例規番号</b>	平成27年規則第14号		
<b>【基準】</b> 第58条及び第60条の規定による。 (対象者) 第58条 事業の対象者は、町内に住所を有する障害者等とする。 (決定) 第60条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、その旨を地域活動支援センター利用登録決定(却下)通知書(様式第25号)により申請者に通知するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日